

○海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則

〔平成22年4月1日
海上自衛隊達第11号〕

改正 平成27年11月27日 海上自衛隊達第39号〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第42条による改正〕

平成30年3月30日 海上自衛隊達第14号〔第1次改正〕

平成31年4月26日 海上自衛隊達第11号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第39条による改正〕

令和元年6月27日 海上自衛隊達第7号〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第40条による改正〕

令和3年3月30日 海上自衛隊達第8号〔第2次改正〕

平成7年3月24日 海上自衛隊達第5号〔地方隊の改編、海上自衛隊中央業務会計隊の新編及び会計監査機能の集約に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第54条による改正〕

海上自衛隊陸上ボイラー及び高圧釜取扱規則を次のように定める。

海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則

海上自衛隊陸上ボイラー及び高圧釜取扱規則（昭和35年海上自衛隊達第52号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 ボイラー

第1節 設置（第10条—第14条）

第2節 維持（第15条—第31条）

第3節 変更、休止及び廃止（第32条—第35条）

第4節 検査（第36条—第52条）

第5節 応急処置（第53条—第57条）

第3章 圧力容器

第1節 設置及び維持（第58条—第70条）

第2節 検査（第71条—第87条）

第4章 雑則（第88条・第89条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、海上自衛隊の陸上ボイラー（次条第1号及び第2号に

掲げるボイラー及び小型ボイラーをいう。以下「陸上ボイラー」という。）及び圧力容器（次条第3号から第5号までに掲げる第一種圧力容器、小型圧力容器及び第二種圧力容器をいう。以下「圧力容器」という。）の設置、維持及び運用並びに変更に関し必要な事項を定め、陸上ボイラー及び圧力容器による災害を防止し、併せてその運用の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ボイラー 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第1条第3号に掲げるボイラー（次号に掲げる小型ボイラーを除く。）をいう。
- (2) 小型ボイラー 令第1条第4号に掲げる小型ボイラーをいう。
- (3) 第一種圧力容器 令第1条第5号に掲げる第一種圧力容器（次号に掲げる小型圧力容器を除く。）をいう。
- (4) 小型圧力容器 令第1条第6号に掲げる小型圧力容器をいう。
- (5) 第二種圧力容器 令第1条第7号に掲げる第二種圧力容器をいう。
- (6) 最高使用圧力 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号。以下「安全規則」という。）第1条第6号に掲げる最高使用圧力をいう。
- (7) 伝熱面積 安全規則第2条に規定する方法で算定した面積をいう。
- (8) 構造検査 安全規則第5条第1項又は第51条第1項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査をいう。
- (9) 溶接検査 安全規則第7条第1項又は第53条第1項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査をいう。
- (10) ボイラー技士 安全規則第97条に掲げる特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者
- (11) ボイラー技士等 ボイラー技士及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18の37に掲げるボイラー取扱技能講習を修了した者
- (12) 部隊等 陸上ボイラー又は圧力容器の設備を設置し、維持し、及び運用する部隊又は機関をいう。
- (13) 管轄部隊等 部隊等が設置し、維持し、及び運用する陸上ボイラー又は圧力容器の設備を管轄する部隊又は機関をいう。

（管轄部隊等及び管轄区分）

第3条 管轄部隊等及び管轄区分は、別表第1のとおりとする。

（使用の制限）

第4条 構造検査及び溶接検査並びに第2章第4節又は第3章第2節に定める検査に合格しない陸上ボイラー又は圧力容器は、使用してはならない。

2 ボイラーはボイラー構造規格（平成15年厚生労働省告示第197号）に定める要件を、第一種圧力容器及び第二種圧力容器は、圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号）に定める要件を、小型ボイラー及び小型圧力容器は小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和50年労働省告示第84号）に定める要件をそれぞれ具備したものでなければ使用してはならない。

（就業制限）

第5条 この達で定める者以外の者は、陸上ボイラー及び第一種圧力容器を取り扱ってはならない。

（移設撤去の制限）

第6条 ボイラー又は第一種圧力容器は、海上幕僚長の承認を受けなければ、これに移設し、又は撤去してはならない。

（非常の場合の処置）

第7条 部隊等の長は、ボイラー又は第一種圧力容器による災害が発生した場合の処置について、あらかじめ計画を立て、必要な処置を講じておかなければならない。

（取扱主任者の指定等）

第8条 部隊等の長は、ボイラー及び第一種圧力容器（令第6条第17号イに掲げるものを除く。第3項において同じ。）の維持及び運用について取扱主任者を指定しなければならない。

2 ボイラーの取扱主任者の指定に当たっては、ボイラーについて相当の知識又は実務経験を有する者であって、かつ、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者を充てなければならない。ただし、業務の民間への委託（以下「業務委託」という。）により隊員以外の者を取扱主任者として指定する場合は、安全規則第24条第1項各号に規定する者を充てなければならない。

(1) 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が500平方メートル以上の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。） ボイラー技士のうち特級ボイラー技士免許を受けた者又は管轄部隊等の長がこれと同等以上の知識又は実務経験があると認めた者

(2) 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が25平方メートル以上500平方メートル未満の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合は、伝熱面積の合計が500平方メートル以上のときを含む。） ボイラー技士のう

ち特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許を受けた者又は管轄部隊等の長がこれと同等以上の知識又は実務経験があると認めた者

(3) 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が25平方メートル未満の場合
ボイラー技士又は管轄部隊等の長がこれと同等以上の知識又は実務経験があると認めた者

(4) 取り扱うボイラーが令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーのみの場合
ボイラー技士等又は管轄部隊等の長がこれと同等以上の知識又は実務経験があると認めた者

3 第一種圧力容器の取扱主任者の指定に当たっては、第一種圧力容器について相当の知識又は実務経験を有する者を充てなければならない。ただし、業務委託により隊員以外の者を取扱主任者として指定する場合は、安全規則第62条に規定する者を充てなければならない。

(取扱主任者の指定の報告)

第9条 部隊等の長は、取扱主任者を指定又は解除したときは、指定又は解除の日から10日以内に別記様式第1による取扱主任者指定（解除）報告書をもって、その旨を管轄部隊等の長に報告しなければならない。

第2章 ボイラー

第1節 設置

(設置場所)

第10条 ボイラー（屋外式ボイラーを除く。）は、専用の建物又は建物の中の障壁で区画された場所（以下「ボイラー室」という。）に設置しなければならない。ただし、伝熱面積が3平方メートル以下のボイラーを設置する場合は、この限りでない。

(ボイラー室の出入口)

第11条 ボイラー室には、2以上の出入口を設けなければならない。ただし、ボイラーを取り扱う者が緊急の場合に避難するのに支障のないボイラー室については、この限りでない。

(配管図の掲示)

第12条 ボイラー室には、蒸気、給水、給湯及び送油等の主要配管図を掲示しなければならない。

(据付け位置)

第13条 ボイラーを設置する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 構造検査又は溶接検査の刻印部分が外側から容易に見えるように設置すること（刻印部分が露出した位置にない場合を除く。）。

(2) ボイラーの最上部と天井（天井がない場合には屋根裏）との間には

1.2メートル以上の距離を保たせること。ただし、安全弁その他の附属品の検査及び取扱いに支障がない場合は、この限りでない。

- (3) 本体を被覆していないボイラー又は立てボイラーにあつては、前2号によるほか、ボイラーの外側と壁との間に0.45メートル以上の距離を保たせること。ただし、胴の内径が500ミリメートル以下で、かつ、その長さが1,000ミリメートル以下のボイラーにあつては、この距離は、0.3メートルまで短縮することができる。

(可燃物に対する処置)

第14条 本体を被覆していないボイラー又はボイラーに付設された金属製の煙突若しくは煙道の外側から0.15メートル以内の場所ある可燃物は、金属以外の不燃性の材料で被覆しなければならない。

- 2 ボイラー室その他ボイラー設置場所に燃料を貯蔵する場合には、ボイラーの外側から2メートル（固体燃料にあつては1.2メートル）以上の距離を保たせるか、又は防火のためボイラーと燃料との間に適当な障壁を設けなければならない。

第2節 維持

(取扱員の指定)

第15条 部隊等の長は、陸上ボイラーの取扱業務（以下「ボイラー業務」という。）について、取扱員を指定しなければならない。

- 2 ボイラー業務の取扱員は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者を充てなければならない。

- (1) ボイラー 次のイ又はロに掲げる者

イ ボイラー技士（令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーについては、ボイラー技士等）

ロ 管轄部隊等の長がイに掲げる者と同等以上の知識又は実務経験があると認める者（業務委託により隊員以外の者を指定する場合を除く。）

- (2) 小型ボイラー 次のイ、ロ又はハに掲げる者

イ ボイラー技士等

ロ 部隊等の長又は厚生労働大臣が定める指定機関が実施する特別教育を受けた者

ハ 管轄部隊等の長がイに掲げる者と同等以上の知識又は実務経験があると認める者（業務委託により隊員以外の者を指定する場合を除く。）

(構造上の要件の維持)

第16条 部隊等の長は、ボイラーが、ボイラー構造規格に適合するように

維持しなければならない。

（附属品の管理）

第17条 部隊等の長は、ボイラーの安全弁その他の附属品の管理について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 安全弁を最高使用圧力以下で作動するように調整すること。
- (2) 過熱器用安全弁を胴の安全弁より先に作動するように調整すること。
- (3) 逃し管が凍結しないように保温その他の処理を講ずること。
- (4) 圧力計又は水高計が使用中その機能を害するような振動を受けることがなく、かつ、その内部が凍結し、又は摂氏80度以上の温度にならないように必要な処置を講ずること。
- (5) 圧力計又は水高計の目盛りには、当該ボイラーの最高使用圧力を示す位置に、見やすい表示をすること。
- (6) 蒸気ボイラーにあつては、ガラス水面計又はこれに接近した位置に、常用水位を現状水位と比較することができるように表示すること。
- (7) 燃焼ガスに触れる給水管、吹出管及び水面測定装置の連絡管を耐熱材料で防護すること。
- (8) 温水ボイラーにあつては、返り管が凍結しないように保温その他の処置を講ずること。

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、部隊等の長は、安全弁が2個以上ある場合において、1個の安全弁を最高使用圧力以下で作動するよう調整したときは、他の安全弁を最高使用圧力の3パーセント増以下で作動するよう調整することができる。

（ボイラー室の管理）

第18条 部隊等の長は、ボイラー室の管理について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) ボイラー室その他のボイラー設置場所には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい所に掲示すること。
- (2) ボイラー室には、必要がある場合のほか、引火しやすいものを持ち込ませないこと。
- (3) ボイラー室には、水面計のガラス管、パッキンその他の必要な予備品及び修繕用工具類を備えておくこと。
- (4) ボイラー検査証並びに取扱主任者の資格、階級及び氏名等必要な項目を表記し、ボイラー室その他のボイラー設置場所の見やすい所に掲示すること。

(5) 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間に透き間が生じたときは、速やかに修理すること。

(6) ボイラー室内の各配管は、設備管理上の見やすい箇所に次のように色別した帯（幅 4 センチメートル）を表示すること。また、流れの方向を示す矢印を配管径に応じた適宜の大きさと黒色又は白色で表示すること。

給気管 橙色

給水管 水色

給湯管 桃色

油管 暗い赤黄

排水管 緑色

戻り管（排気管を含む。） 茶色

通気管 淡緑色

(7) ボイラー室その他のボイラー設置場所に火災防止用器具を備え付け、常にその完全な機能を保持すること。

（ボイラー台帳等）

第19条 部隊等の長は、ボイラーに別記様式第 2 によるボイラー台帳並びに別記様式第 3 甲、別記様式第 3 乙又は別記様式第 3 丙によるボイラー明細書及び別記様式第 3 丁による溶接明細書（溶接ボイラーのものに限る。）を備え付けなければならない。

2 前項のボイラー台帳、ボイラー明細書及び溶接明細書には、所定事項のほか、当該ボイラーの経歴その他ボイラーを管理する上で必要な事項を記載するものとする。

（ボイラー運転記録日誌）

第20条 部隊等の長は、ボイラー室又はボイラー設置場所に別記様式第 4 によるボイラー運転記録日誌を備え付けなければならない。

（ボイラーの運用に関する処置）

第21条 部隊等の長は、毎月 1 回以上、ボイラーの維持及び運用に関する点検並びに燃料及び発生蒸気の消費に関する調査を実施して、ボイラー運用の合理化を図らなければならない。

2 部隊等の長は、ボイラーから排出されるばい煙による障害を予防するため、関係施設及び燃焼方法の改善その他必要な措置を講ずることによりばい煙を排出しないように努めるものとする。

（定期自主検査）

第22条 部隊等の長は、陸上ボイラーの使用を開始した後、設備等の損傷及び異常の有無並びに作動状態等の適否を確認するため、安全規則第32

条又は第94条の規定により自主検査を行うとともに、その結果を記録し保存しなければならない。

（水質検査）

第23条 部隊等の長は、毎年1回以上、ボイラーに使用する原水の水質検査を行い、その結果を記録し保存しなければならない。

2 前項の検査は、次の各号に掲げる項目について実施するものとする。

- (1) 外状
- (2) 水素イオンの濃度
- (3) 固形分の有無
- (4) アルカリ度
- (5) 塩分の含有量
- (6) シリカの含有量
- (7) 無水硫酸の含有量
- (8) 硬度

（修理の制限）

第24条 部隊等の長は、ボイラーについて次の各号のいずれかに該当する部分又は設備を修理しようとするときは、あらかじめ管轄部隊等の長の承認を受けなければならない。

- (1) 胴、ドーム、炉筒、火室、鏡板、天井板、管板、管寄せ又はステー
- (2) 附属装置
- (3) 燃焼装置
- (4) 据付け基礎

（就業の制限）

第25条 部隊等の長は、安全規則第104条の規定に基づき特別ボイラー溶接士の免許を受けた者又は管轄部隊等の長が指定した者以外の者にボイラーの溶接を行わせてはならない。ただし、溶接部の厚さが25ミリメートル以下の場合又は管台、フランジ等を取り付ける場合の溶接の業務については、同条の規定に基づき普通ボイラー溶接士の免許を受けた者又は部隊等の長がこれと同等以上の知識若しくは実務経験を有すると認める隊員に行わせることができる。

2 前項の規定は、自動溶接機により管（蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接を行わせる場合又は圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を行わせる場合には適用しない。

（ボイラー又は煙道の内部作業に対する処置）

第26条 部隊等の長は、隊員が掃除、修理等のためボイラー（燃焼室を含む。以下同じ。）又は煙道の内部に入るときは、安全規則第34条各号に

掲げる事項を行わせなければならない。この場合において、部隊等の長は、当該隊員に対し、「内部で作業中」と記載した掲示板をボイラー又は煙道の入口に掲げさせなければならない。

- 2 ボイラー又は煙道の内部で使用する移動電線には、キャブタイヤケーブル又はこれと同等以上の絶縁効力及び強度を有するものを使用させ、かつ、移動電灯には、ガードを有するものを使用させなければならない。
(取扱主任者の職責)

第27条 取扱主任者は、ボイラーによる危害の防止に関する事項を担当し、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。ただし、取扱主任者が出張、休暇その他の理由により不在の場合、あらかじめ指定した取扱員にこれらを行わせることができる。

- (1) 圧力、水位及び燃焼状態を監視すること。
- (2) 急激な負荷の変動を与えないように努めること。
- (3) 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
- (4) 安全弁の機能の保持に努めること。
- (5) 1日に1回以上、水面測定装置の機能を点検すること。
- (6) 適宜に吹出しを行い、ボイラー水の濃縮を防ぐこと。
- (7) 給水装置の機能の保持に努めること。
- (8) 低水位燃焼遮断装置、火災検出装置その他の自動制御装置を点検し、及び調整すること。
- (9) ボイラーについて異状を認めたときは、直ちに必要な措置を講じること。
- (10) 排出されるばい煙の測定濃度及びボイラー取扱い中における異常の有無を記録すること。
- (11) 適宜にボイラー水を分析し、ボイラー水の不純度を別表第2に掲げる制限値を保つように軟化剤を投入する等、給水の軟化に努めること。
- (12) 熱管理用計器の機能の保持に努めること。
- (13) 燃料及び発生蒸気の使用計画を立案し、燃料の節約その他ボイラー運用の改善に留意すること。
- (14) 水面計ガラスの破裂その他通常起こり得る事故の対策を講じておくこと。
- (15) ボイラーに可溶栓を用いてある場合には、故障の有無にかかわらず少なくとも1年に1回以上、これを新栓と取り替えること。
- (16) 時期を定めてボイラーの掃除を実施すること。

(取扱員の職責)

第28条 取扱員は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 所定圧力の蒸気発生中は、常にボイラー本体及び附属装置の各部を点検しボイラーが正常に運転するように努めること。
 - (2) ボイラーに異状を認めたときは、直ちに取扱主任者に報告するとともに、応急の処置を講ずること。
 - (3) 取扱主任者の許可を得て、安全弁を調整し、又はボイラーの重要な部分を修理すること。
 - (4) 流量計へのじんあいの混入を防止すること。
 - (5) ストレーナーの点検及び掃除を2箇月に1回以上行うこと（製造会社の基準がある場合にあっては当該基準による周期の点検及び掃除を行うこと。）。ただし、ボイラーの設置工事又はストレーナーに係る部分の修理工事の完了直後にあっては、当該ボイラーが正常に運転するまでの間、1週間に1回以上行う（製造会社の基準がある場合にあっては当該基準による周期の点検及び掃除を行う。）ものとする。
 - (6) ボイラー本体及び附属設備の蒸気漏えい箇所を修理すること。
 - (7) ゲージグラスとウオータードラムとの連絡管内のボイラー水を1日に1回吹出させること。
 - (8) ボイラー水の汚濁に注意し、適宜に排水を行うこと。
 - (9) 還水槽内を年1回以上確認し、清掃を実施すること。
- （ボイラー取扱上の注意）

第29条 ボイラーを取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) ボイラーの点火を行うときは、ダンパーの調子を点検し、燃焼室及び煙道の内部を十分に換気した後で点火すること。
- (2) 油、ガソリン等引火しやすい油脂類を多量に使用して点火しないこと。
- (3) 点火した後、蒸気圧が使用圧になるまでは、急激に燃焼率を高めないこと。
- (4) 燃焼室がれんが積みの構造である場合は、使用れんがの安全耐火度以上に炉内温度を高めないように必要な処置を講ずること。
- (5) ボイラーの水位が安全低水位以下にならないように注意すること。
- (6) 1人で同時に2以上のボイラーの吹出しを行わないこと。また、吹出しを行う間は他の作業を行わないこと。
- (7) 蒸気発生中は、弁類を急激に開かないこと。
- (8) ボイラー相互の圧力差がヘッダー圧力で0.1メガパスカル以内の場合

合でなければ、当該ボイラー相互に連絡しないこと。

- (9) 圧力の荷重を受けているボルト、ナット、パイプネジ等は、固く締め、又は強くたたかないこと。
- (10) フランジに油性パッキンググリース等を、また、胴の水接面にオイルベースペイント等を塗布しないこと。
- (11) ブロー排水をみだりに使用しないこと。
- (12) 作業が終了し消火する場合においては、翌朝の吹出しのため、ボイラーに安全低水位を超えて50ミリメートルから100ミリメートルまでの水を給水しておくこと。
- (13) ボイラー運転中は、燃焼状態及び適正な送気（蒸気）圧力を保つよう常時各計測器を注視し、各機器の調整操作を実施すること。
- (14) 運転始動時のブロー実施の際は、ボイラー本体の釜泥等を十分排出させるため、排水の汚濁状況を確認し、汚濁水が無くなったことを確認した後にブローを停止すること。また、運転中の連続ブローについては、関係装置の調整及び確認を実施し、還水が無駄に排水することなく効率を考慮すること。

（ボイラー運転記録日誌の記入）

第30条 取扱主任者又は取扱員は、ボイラー運転記録日誌にその勤務時間における所要事項を記入しなければならない。

- 2 ボイラー運転記録日誌の記入に当たって、ボイラーの異状に関する記入事項がある場合は、特にその前後の状況を詳細に記入しなければならない。
- 3 ボイラーの取扱いに関し重要な操作を口頭で命じ、又は口頭で命ぜられた場合及びボイラーに関する重要な事項について口頭による報告を受け、又は口頭による報告をした場合には、その要旨及び口頭によった旨をボイラー運転記録日誌に記入しなければならない。

（勤務の交代）

第31条 ボイラー業務（小型ボイラーを除く。）に関する勤務を交代する場合は、取扱主任者（取扱主任者が不在の場合には、取扱主任者の所属する課等（課又はこれに準ずるものをいう。）の長があらかじめ指定する者）の立会いの下、ボイラー運転記録日誌の引継ぎを行わなければならない。

- 2 前項の勤務の交代に際しては、ボイラー運転記録日誌に記入した重要な事項の細部及び申し送ることが適当であると認められる事項については、口頭により交代者に告げなければならない。

第3節 変更、休止及び廃止

(変更)

第32条 部隊等の長は、ボイラーについて、第24条各号に掲げる部分又は設備を変更しようとするときは、あらかじめ管轄部隊等の長の承認を受けなければならない。

(休止)

第33条 部隊等の長は、ボイラーの使用を1年以上休止しようとするときは、あらかじめ管轄部隊等の長の承認を受けなければならない。

2 部隊等の長は、前項の規定によりボイラーの使用を休止したときは、その旨を当該ボイラー台帳に記載しなければならない。

3 部隊等の長は、使用休止中のボイラーについては、再使用する場合に支障がないように適当な保全の処置を講じておかななければならない。

(廃止)

第34条 部隊等の長は、ボイラーの使用を廃止しようとするときは、あらかじめ管轄部隊等の長の承認を受けなければならない。

2 部隊等の長は、前項の規定によりボイラーの使用を廃止したときは、遅滞なく当該ボイラー台帳その他関係書類を添えてその旨を管轄部隊等の長に報告しなければならない。

(廃止の報告)

第35条 管轄部隊等の長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく当該ボイラーの検査報告書の写しを添えてその旨を海上幕僚長に報告しなければならない。

第4節 検査

(検査の基準)

第36条 ボイラーに関する検査は、この節及びボイラー構造規格に定めるところにより行うものとする。

(再使用検査)

第37条 部隊等の長は、次の各号に掲げるボイラーを使用するときは、再使用検査を受けなければならない。

(1) 使用を休止したボイラー

(2) 構造検査を受けた後、未使用のまま1年以上経過したボイラー

(3) 性能検査の有効期間を満了したボイラー

2 前項の検査は、ボイラーの構造及び性能について行うものとする。

3 部隊等の長は、第1項の検査を受けようとするときは、別記様式第5によるボイラー再使用検査申請書にボイラー明細書を添え管轄部隊等の長に提出しなければならない。

(完成検査)

第38条 部隊等の長は、ボイラーの設置工事が完成したときは、当該ボイラー設備の使用の開始が適当かどうかを判断するため、完成検査を受けなければならない。

2 部隊等の長は、前項の検査を受けようとするときは、別記様式第6によるボイラー完成検査申請書を管轄部隊等の長に提出しなければならない。

（検査証の交付）

第39条 管轄部隊等の長は、完成検査に合格したボイラーについて、別記様式第7によるボイラー検査証を部隊等の長に交付しなければならない。

（検査証の書換え）

第40条 部隊等の長は、ボイラーを移設したときは、その日から10日以内に管轄部隊等の長に当該ボイラー検査証の書換えを申請しなければならない。

（変更検査）

第41条 部隊等の長は、ボイラーについて第24条各号に掲げる部分若しくは設備を修理したとき又は同条各号に掲げる部分若しくは設備を変更したときは、当該ボイラー設備の使用が適当かどうかを判断するため、遅滞なく変更検査を受けなければならない。

2 部隊等の長は、前項の検査を受けようとするときは、別記様式第6によるボイラー変更検査申請書を管轄部隊等の長に提出しなければならない。

3 部隊等の長は、第1項の検査には、当該修理工事又は変更工事を施工した作業主任者（修理工事又は変更工事が主として溶接に係る場合にあっては溶接工作者）を立ち合わせなければならない。

（検査の代替）

第42条 管轄部隊等の長は、第38条又は前条の検査の対象となる工事において、地方防衛局及び地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。第73条において同じ。）の行う完成検査を受けている場合は、当該検査をもって完成検査又は変更検査に代えることができる。この場合において、管轄部隊等の長は、あらかじめ書面をもって、その旨を部隊等の長に通知しなければならない。

（性能検査）

第43条 部隊等の長は、ボイラーが再使用検査又は完成検査に合格した後、1年を経過した場合においては、当該ボイラー設備が引き続き使用できるかを判断するため、性能検査を受けなければならない。

- 2 性能検査の有効期間は1年とする。ただし、管轄部隊等の長は、性能検査の結果に基づいて、その有効期間を必要な限度において短縮し、又は1年の範囲内において延長することができる。

(性能検査の申請等)

第44条 部隊等の長は、前条の検査を受けようとするときは、その有効期間が満了する1箇月前に、別記様式第8によるボイラー性能検査申請書に別記様式第9によるボイラー現状報告書を添えて管轄部隊等の長に提出しなければならない。

- 2 管轄部隊等の長は、前項の申請に基づいて性能検査を行おうとするときは、あらかじめその期日を指定しなければならない。

(受検準備)

第45条 部隊等の長は、再使用検査又は性能検査を受ける場合においては、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) ボイラー及び煙道を冷却し、清掃すること。
- (2) 水圧試験の準備をすること。
- (3) 安全弁（温水ボイラーにあっては、逃し弁）及び水面測定装置を取りそろえておくこと。

(検査の立会い)

第46条 部隊等の長が指定する者及び取扱主任者は、ボイラーに関する検査に立ち会わなければならない。

(検査官の指定)

第47条 管轄部隊等の長は、ボイラーに関する検査については、検査官を指定し、これに検査を実施させなければならない。

- 2 検査官は、管轄部隊等の長が次の各号に掲げる項目の全部について相当の知識又は実務経験を有すると認める者でなければならない。

- (1) ボイラーの構造
- (2) ボイラーの取扱い
- (3) 燃料及び燃焼
- (4) 熱管理
- (5) ボイラーに関する法令及び規則

(検査官の権限)

第48条 部隊等の長は、検査官が検査のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) ボイラーの被覆物の全部又は一部を取り除くこと。
- (2) 管若しくはリベットを抜き出し、又は板若しくは管に穴を開けること。

- (3) 鋳鉄製ボイラーにあつては、解体すること。
- (4) ボイラーの使用材料の試験成績書を提出すること。
- (5) 構造検査、溶接検査その他検査官以外の者の実施に係る検査成績書又は報告書及び検査官の実施に係る検査の報告書の写しを提出すること。
- (6) その他検査に必要な準備をすること。

(検査結果の報告)

第49条 管轄部隊等の長は、検査官の検査終了後、その結果を検査官がボイラー検査証及びボイラー台帳に記入したことを確認の上、別記様式第10によるボイラー検査報告書の交付を受けなければならない。この場合において、その写しを部隊等の長に送付するものとする。

- 2 検査官が検査の結果、ボイラーの強度上、不合格と認めた場合又は条件を付して合格と認めた場合においては、管轄部隊等の長は、当該検査終了後30日以内に前項の検査報告書の写しを添えてその旨を海上幕僚長に報告しなければならない。

(検査官の指摘事項の実施)

第50条 部隊等の長は、検査官がボイラーの検査に基づいて指摘した事項を確実に実施しなければならない。

(検査の委託)

第51条 管轄部隊等の長は、ボイラーの完成検査、性能検査、変更検査及び定期自主検査を労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第2項に規定する登録性能検査機関等の専門機関に委託することができる。この場合において、当該検査には取扱主任者又は取扱者を立ち合わせるものとし、当該検査に必要な手続は、管轄部隊等の長がとるものとする。

(準用規定)

第52条 前条の規定により登録性能検査機関等の専門機関に委託したボイラーに関する検査については、第48条、第49条第2項及び第50条の規定を準用する。この場合において、「検査官」とあるのは「登録性能検査機関等の専門機関」と読み替えるものとする。

第5節 応急処置

(異状を認めた場合の処置)

第53条 ボイラーに異状を認めたときは、直ちに火を消し、蒸気弁を閉じなければならない。

(水面計ガラス破損の場合の処置)

第54条 ボイラーの水面計ガラスが破損したときは、手袋及び雨外とうを着用し、その他危険防止の方法を講じた上、水面計の上部コックを閉じ、

続いて下部コックを閉じなければならない。

（水位不明の場合の処置）

第55条 水面計に水位を認めない場合は、速やかにゲージコック又はドレン弁を使用して水位が水面計の上下いずれにあるかを確かめなければならない。

2 水位が水面計より下部にあるときは、直ちに火を消し、蒸気主管の止弁を閉じて水位の低下を防止し、徐々に原水をボイラーに注入しなければならない。この場合において、冷水を急激に注入し、その他ボイラーに無理を与えるようなことをしてはならない。

3 水位が水面計より上位にあるときは、蒸気取出弁を全開し、又は開度を減じて適度にブローを行い、適当な水位を保持するように処置しなければならない。

（プライミングの場合の処置）

第56条 ボイラーの本体にプライミングが生じているときは、給水を繰り返してこれを阻止しなければならない。この場合において、なおプライミングが止まないときは、ボイラーの使用を停止してボイラー水の全部を取り替えなければならない。

（漏水の場合の処置）

第57条 水管ボイラーの水管から漏水したときは、直ちに火を消し、他のボイラーに切り換えなければならない。

2 前項の場合において、漏水の箇所が水管の間にあるときは、当該水管の上下を木栓又は適当なストッパーで閉じて当該ボイラーを、なお一時的に使用することができる。この場合において、使用後、速やかに修理しなければならない。

第3章 圧力容器

第1節 設置及び維持

（据付け位置）

第58条 第一種圧力容器は、当該第一種圧力容器の構造検査又は溶接検査の刻印部分が外側から容易に見えるように設置しなければならない。ただし、刻印部分が保温材等で覆われている等当該刻印部分が常時露出していない場合は、この限りでない。

（取扱員の指定）

第59条 部隊等の長は、第一種圧力容器設置場所ごとに取扱員を指定しなければならない。

2 取扱員は、第一種圧力容器について相当の知識又は実務経験がある者でなければならない。

(構造上の要件の維持)

第60条 部隊等の長は、第一種圧力容器及び第二種圧力容器が圧力容器構造規格に適合するように維持しなければならない。

(附属品の管理)

第61条 部隊等の長は、第一種圧力容器及び第二種圧力容器の安全弁又はこれに代わる安全装置（以下「安全弁等」という。）その他の附属品の管理について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 安全弁等を最高使用圧力以下で作動するように調整すること。
- (2) 圧力計が使用中その機能を害するような振動を受けることがなく、かつ、その内部が凍結し、又は摂氏80度以上の温度にならないように必要な処置を講ずること。
- (3) 圧力計の目盛りには、当該圧力容器の最高使用圧力を示す位置に、見やすい表示をすること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、部隊等の長は、安全弁等が2個以上ある場合において、1個の安全弁等を最高使用圧力以下で作動するように調整したときは、他の安全弁等を最高使用圧力の3パーセント増以下で作動するように調整することができる。

(第一種圧力容器設置場所の管理)

第62条 部隊等の長は、第一種圧力容器設置場所の管理について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 第一種圧力容器検査証並びに取扱者の階級及び氏名を第一種圧力容器設置場所の見やすい所に掲示すること。
- (2) 第一種圧力容器設置場所には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい所に掲示すること。
- (3) 第一種圧力容器設置場所には、パッキンその他必要な予備品及び修繕用工具類（以下この号において「パッキン等」という。）を備えておくこと（パッキン等を第一種圧力容器設置場所以外の場所に備えている場合にあっては、当該場所にパッキン等を備えている旨を第一種圧力容器設置場所に掲示すること。）。

(来歴簿の備付け)

第63条 部隊等の長は、第一種圧力容器及び第二種圧力容器に別記様式第11による圧力容器来歴簿を備え付けなければならない。

2 圧力容器来歴簿には、所定事項のほか、当該圧力容器の経歴その他圧力容器を管理する上で必要な事項を記載するものとする。

(圧力容器の運用に関する処置)

第64条 部隊等の長は、毎月1回以上、第一種圧力容器及び第二種圧力容

器の維持及び運用に関する点検並びに蒸気の消費に関する調査を実施して、第一種圧力容器及び第二種圧力容器の運用の合理化を図らなければならない。

（定期自主検査）

第65条 部隊等の長は、圧力容器の使用を開始した後、設備等の損傷及び異常の有無並びに作動状態等の適否を確認するため、安全規則第67条及び第88条又は第94条の規定により自主検査を行うとともに、その結果を記録し保存しなければならない。

（安全弁等の調整又は修理の制限）

第66条 取扱主任者以外は、第一種圧力容器及び第二種圧力容器の安全弁等、減圧弁、スチームトラップ等の調整又は修理を行ってはならない。ただし、取扱員に指定された者で、かつ、部隊等の長が認めた者は、この限りでない。

（第一種圧力容器の内部作業に対する処置）

第67条 部隊等の長は、隊員が掃除、修理等のため第一種圧力容器の内部に入るときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 第一種圧力容器を冷却すること。
- (2) 第一種圧力容器の内部の換気を行うこと。
- (3) 第一種圧力容器の内部で使用する移動電線には、キャブタイヤケーブル又はこれと同等以上の絶縁効力及び強度を有するものを使用させ、かつ、移動電灯には、ガードを有するものを使用させること。
- (4) 使用中のボイラー及び他の第一種圧力容器との管連絡を確実にしゃ断すること。

（取扱主任者の職責）

第68条 取扱主任者は、第一種圧力容器による危害の防止に関する事項を担当し、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。ただし、取扱主任者が出張、休暇その他の理由により不在の場合、あらかじめ指定した取扱員にこれらを行わせることができる。

- (1) 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
- (2) 安全弁等の機能の保持に努めること。
- (3) 第一種圧力容器に異状を認めたときは、直ちに適切な処置を講じること。
- (4) 熱管理用計器の機能の保持に努めること。
- (5) 発生蒸気の使用計画を立案し、第一種圧力容器の運用の改善に努めること。
- (6) 水面計ガラスの破裂その他通常起こり得る事故の対策を講じてお

くこと。

(7) 時期を定めて第一種圧力容器の掃除を実施すること。

(取扱員の職責)

第69条 取扱員は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
- (2) 1週間に1回以上、安全弁等、減圧弁及びスチームトラップの機能を検査し、その機能が良好でないと認めたときは、直ちに取扱主任者の指示を受けて必要な処置を講ずること。
- (3) 第一種圧力容器の本体又は配管系統から蒸気の漏えいを発見したときは、速やかにその旨を取扱主任者に通知し、修理又は応急の処置を講ずること。
- (4) 減圧弁指示圧力と圧力容器指示圧力が著しく異なる場合には、速やかに取扱主任者の指示を受けて適当な処置を講ずること。
- (5) 取扱主任者に、翌日の蒸気使用開始時刻及び使用時間を通知すること。

(第一種圧力容器取扱上の注意)

第70条 第一種圧力容器を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第一種圧力容器に蒸気を導入する蒸気管及び第一種圧力容器設置場所の蒸気配管に附属するストップバルブを急激に開放しないこと。
- (2) 第一種圧力容器を使用するときは、あらかじめ蒸気蓄積部のドレーンを完全に抜いて通気させること。
- (3) 第一種圧力容器の使用後は、すべてのドレーンを抜いて、主蒸気管のストップバルブを閉じること。
- (4) 高熱の状態にある第一種圧力容器に水を散布しないこと。

第2節 検査

(検査の基準)

第71条 第一種圧力容器に関する検査は、この節及び圧力容器構造規格に定めるところにより行うものとする。

(再使用検査)

第72条 部隊等の長は、次の各号に掲げる第一種圧力容器を使用するときは、再使用検査を受けなければならない。

- (1) 使用を廃止した第一種圧力容器
- (2) 構造検査を受けた後、未使用のまま1年以上経過した第一種圧力容器
- (3) 性能検査の有効期間を満了した第一種圧力容器

2 前項の検査は、第一種圧力容器の構造及び性能について行うものとする。

3 部隊等の長は、第1項の検査を受けようとするときは、別記様式第12による第一種圧力容器再使用検査申請書に圧力容器来歴簿を添えて管轄部隊等の長に提出しなければならない。

(完成検査)

第73条 部隊等の長は、第一種圧力容器の設置工事が完成したときは、当該第一種圧力容器設備の使用の開始が適当かどうかを判断するため、完成検査を受けなければならない。

2 前項の場合において、管轄部隊等の長は、当該工事が地方防衛局及び地方防衛支局の行う完成検査を受けているときは、当該検査をもって完成検査に代えることができる。この場合において、管轄部隊等の長は、あらかじめ書面をもって、その旨を部隊等の長に通知しなければならない。

3 部隊等の長は、第1項の検査を受けようとするときは、別記様式第13による第一種圧力容器完成検査申請書を管轄部隊等の長に提出しなければならない。

(検査証の交付)

第74条 管轄部隊等の長は、完成検査に合格した第一種圧力容器について、別記様式第14による第一種圧力容器検査証を部隊等の長に交付しなければならない。

(検査証の書換え)

第75条 部隊等の長は、第一種圧力容器を移設したときは、その日から10日以内に管轄部隊等の長に当該第一種圧力容器検査証の書換えを申請しなければならない。

(修理又は変更の制限)

第76条 部隊等の長は、第一種圧力容器の胴、鏡板、底板、管板、ふた板若しくはステーを修理し、又は変更しようとするときは、あらかじめ管轄部隊等の長の承認を受けなければならない。

(修理検査又は変更検査)

第77条 部隊等の長は、前条の規定により第一種圧力容器を修理し、又は変更したときは、当該第一種圧力容器設備の使用が適当かどうかを判断するため、遅滞なく修理検査又は変更検査を受けなければならない。

2 部隊等の長は、前項の検査を受けようとするときは、別記様式第13による第一種圧力容器変更検査申請書を管轄部隊等の長に提出しなければ

ばならない。

- 3 部隊等の長は、第1項の検査には、当該修理工事又は変更工事を施工した作業主任者を立ち合わせなければならない。

(性能検査)

第78条 部隊等の長は、第一種圧力容器が再使用検査又は完成検査に合格した後、1年を経過した場合においては、当該第一種圧力容器設備が引き続き使用できるかどうかを判断するため、性能検査を受けなければならない。

- 2 性能検査の有効期間は1年とする。ただし、管轄部隊等の長は、性能検査の結果に基づいて、その有効期間を必要な限度において短縮し、又は1年の範囲内において延長することができる。

(性能検査の申請等)

第79条 部隊等の長は、前条第1項の検査を受けようとするときは、その有効期間が満了する1箇月前に、別記様式第15による第一種圧力容器性能検査申請書を管轄部隊等の長に提出しなければならない。

- 2 管轄部隊等の長は、前項の申請に基づいて性能検査を行おうとするときは、あらかじめその期日を指定しなければならない。

(受検準備)

第80条 部隊等の長は、再使用検査又は性能検査を受ける場合においては、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 第一種圧力容器を冷却し、掃除すること。
- (2) 第一種圧力容器を検査しやすい位置に置くこと。
- (3) 水圧試験の準備をすること。
- (4) 安全弁等を取りそろえておくこと。

(検査の立会い)

第81条 取扱主任者及び取扱員は、第一種圧力容器に関する検査に立ち会わなければならない。

(検査官の指定)

第82条 管轄部隊等の長は、第一種圧力容器に関する検査については、検査官を指定し、これに検査を実施させなければならない。

- 2 検査官は、管轄部隊等の長が次の各号に掲げる項目の全部について相当の知識又は実務経験を有すると認める者でなければならない。

- (1) 第一種圧力容器の構造
- (2) 第一種圧力容器の取扱い
- (3) 熱管理
- (4) 第一種圧力容器に関する法令及び規則

(検査官の権限)

第83条 部隊等の長は、検査官が検査のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 第一種圧力容器の被覆物の全部又は一部を取り除くこと。
- (2) 管若しくはリベットを抜き出し、又は板若しくは管に穴を開けること。
- (3) その他検査に必要な準備をすること。

(検査結果の報告)

第84条 管轄部隊等の長は、検査官の検査終了後、その結果を検査官が第一種圧力容器検査証及び圧力容器来歴簿に記入したことを確認の上、別記様式第16による第一種圧力容器検査報告書の交付を受けなければならない。この場合において、その写しを部隊等の長に送付するものとする。

- 2 検査官が検査の結果、第一種圧力容器の強度上、不合格と認めた場合又は条件を付して合格と認めた場合においては、管轄部隊等の長は、当該検査終了後30日以内に前項の検査報告書の写しを添えて、その旨を海上幕僚長に報告しなければならない。

(検査官の指摘事項の実施)

第85条 部隊等の長は、検査官が第一種圧力容器の検査に基づいて指摘した事項を確実に実施しなければならない。

(検査の委託)

第86条 管轄部隊等の長は、第一種圧力容器の完成検査、性能検査、変更検査及び定期自主検査を労働安全衛生法第41条第2項に規定する登録性能検査機関等の専門機関に委託することができる。この場合において、当該検査に必要な手続は、管轄部隊等の長がとるものとする。

(準用規定)

第87条 前条の規定により登録性能検査機関等の専門機関に委託した第一種圧力容器に関する検査については、第83条、第84条第2項及び第85条の規定を準用する。この場合において、「検査官」とあるのは「登録性能検査機関等の専門機関」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(他の規則との関係)

第88条 この達は、陸上ボイラー又は圧力容器の危害防止に関する基準を定める他の規則の適用を妨げるものであってはならない。

- 2 この達の規定が他の規則と矛盾し、又は抵触する場合において、当該規定の安全に関する基準が他の規則の安全に関する基準よりも厳格な

場合においては、この達の規定が優先するものとする。

(委任規定)

第89条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、管轄部隊等の長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この達は、平成22年4月1日から施行する。

(取扱主任者等の任命に関する経過規定)

2 この達の施行の際、この達による改正前の海上自衛隊陸上ボイラ及び高圧釜取扱規則第8条の規定により任命されている取扱主任者及び第15条の規定により任命されている取扱員は、この達の施行の日において、それぞれ第8条の規定により指定された取扱主任者及び第15条の規定により指定された取扱員とみなす。

(様式の用紙に関する経過規定)

3 この達の施行の際に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年12月1日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

(施行期日)

1 この達は、平成30年4月1日から施行する。

(様式の用紙に関する経過措置)

2 この達の施行の際に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成31年5月1日から施行する。

2 この達の施行の日以降において、平成に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは、「平成」と読み替えるものとする。

3 この達の施行前に次の各号に掲げる規定により交付又は再交付された航空業務の停止又は復帰に関する証明書、身分証明書、予備自衛官手帳、予備自衛官補手帳、ボイラー検査証及び圧力容器検査証の様式については、この達による改正後の当該様式にかかわらず、この達の施行日以後においても、なお従前の例による。

(3) 海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則第39条第1項又は第74条第1項

4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔第2次改正による附則〕

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則〔地方隊の改編、海上自衛隊中央業務会計隊の新編及び会計監査機能の集約に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、令和7年3月24日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

管轄部隊等	管 轄 区 分
横須賀地方隊	当該地方隊の警備区域所在の陸上部隊及び機関（自衛隊横須賀病院を含むものとし、海上自衛隊中央業務会計隊、海上自衛隊航空補給処、第 2 航空群、第 4 航空群、第 21 航空群、大湊地区隊、下総教育航空群及び第 25 航空隊の管轄区分にある部隊等を除く。）
呉地方隊	当該地方隊の警備区域所在の陸上部隊及び機関（海上自衛隊第 1 術科学校、第 1 航空群、第 31 航空群、徳島教育航空群及び第 24 航空隊の管轄区分にある部隊等を除く。）
佐世保地方隊	当該地方隊の警備区域所在の陸上部隊及び機関（第 1 航空群、第 5 航空群、第 22 航空群及び小月教育航空群の管轄区分にある部隊を除く。）
舞鶴地方隊	当該地方隊の警備区域所在の陸上部隊及び機関（第 23 航空隊の管轄区分にある部隊を除く。）
海上自衛隊中央業務会計隊	市原送信所、飯岡受信所及び東京音楽隊
海上自衛隊第 1 術科学校	海上自衛隊第 1 術科学校地区所在の陸上部隊及び機関
海上自衛隊航空補給処	航空補給処（下総教育航空群管轄区分にある部隊を除く。）
第 1 航空群	鹿屋航空基地所在の部隊、鹿児島音響測定所及びえびの送信所
第 2 航空群	八戸航空基地所在の部隊
第 4 航空群	厚木航空基地及び硫黄島（南鳥島を含む。）所在の部隊
第 5 航空群	那覇航空基地所在の部隊
第 21 航空群	館山航空基地所在の部隊
第 22 航空群	大村航空基地所在の部隊
第 31 航空群	岩国航空基地所在の部隊
大湊地区総監	大湊地区総監部の所在地にある部隊及び下北観測所（第 25 航空隊の管轄区分にある部隊を除く。）
下総教育航空群	下総航空基地所在の部隊等

徳島教育航空群	徳島航空基地所在の部隊
小月教育航空群	小月航空基地所在の部隊
第 23 航空隊	舞鶴航空基地所在の部隊
第 24 航空隊	小松島航空基地所在の部隊
第 25 航空隊	大湊航空基地所在の部隊

別表第 2（第 27 条関係）

ボイラー水制限値

不純物	水管ボイラー	その他のボイラー
pH 値	10～11.8	10～11.8
アルカリ度 mg／ℓ	120～400	120～140
CI mg／ℓ	500 以下	500 以下
油脂	できる限り零とする。	できる限り零とする。
※燐酸銀	10 以上	10 以上
全固形分 mg／ℓ	300 以下	

備考 ※を付してある欄は、リンを含む薬品を使用する場合に適用する。

別記様式第 1（第 9 条関係）

発 簡 番 号

年 月 日

管轄部隊等の長 殿

部隊等の長

取扱主任者指定（解除）報告書

部隊等の名称		
取扱主任者	階 級 氏 名 生 年 月 日 免 許 証 番 号 免 許 証 交 付 機 関 免 許 証 種 別	
指定又は解除年月日		
担当させるボイラー及び第一種圧力容器設備の型式種類		
その他参考事項		

別記様式第2（第19条関係）

検査証 (記号) 第 号
年 月 日交付 ボ イ ラ ー 台 帳 (表)

部隊等の名称					設置場所				ボイラーの種類				
ボイラー室の構造及び床面積					燃料の種類				燃料の最大消費見積量		kg/h	たき方	
制作年月			制作者				設置年月			構造検査番号		検査年月日	
最高使用圧力	MPa		伝熱面積		m ²	バーナーの最大能力				安全弁又は逸水装置		種 類	
										弁径及び数			
水管式ボイラーの胴		内径	長さ	長さ	水管煙管	内径	厚さ	数	鏡鉋の厚さ	管板の厚さ	冠板の厚さ		
	上	mm	mm	mm									
	中	mm	mm	mm									
	下	mm	mm	mm		mm	mm	本					
ボイラーの胴継手	鉋接	種類	重ね突合わせ				列鉋	鋳鉄製ボイラー	巾	高さ	長さ	セクション数	
		寸法	鉋孔径	mm	鉋心距	mm							
	鉋接	種類						mm	mm	mm			
胴	内径	mm							mm	長さ	mm	厚さ	mm
煙 突	鉄板製、鉄筋コンクリート 口径 mm 高さ mm 避雷針の設備												
附属設備 給水装置、蒸気過熱器、 加水過熱器その他について記録のこと。													
備 考													

(裏)

[illegible]

別記様式第3甲（第19条関係）

ボイラー明細書（鋼製ボイラー）

1 種類		2 最高使用圧力	
3 ※構造			
㊦ バーナー最大能力		㊧ 伝熱面積	
㊨ 胴の材料、最大内径、全長及び板の厚さ			
㊩ 路筒又は火室板の材料、最大内径、還長及び板の厚さ			
㊪ 鏡板、冠板及び管板の材料、形状並びに板の厚さ			
㊫ 目板の材料及び板の厚さ			
㊬ スターの材料、種類、径又は厚さ			
㊭ 胴継手	甲 長手継手の種類、鉚列数、鉚口径及び鉚心巨		
	乙 周継手の種類、鉚列数、鉚口径及び鉚心巨		
㊮ 炉筒又は火室板の継手	甲 長手継手の種類、鉚列数、鉚口径及び鉚心巨		
	乙 周継手の種類、鉚列数、鉚口径及び鉚心巨		
㊯ 煙管又は水管の材料、管径、長さ、厚さ及び数			
㊰ 人孔、検査孔及び掃除孔の大きさ及び数			
㊱ 吹出管の材料及び内径	吹出コック又は吹出弁取付部分において測ったもの		
㊲ 安全弁の種類、弁径及び数			
㊳ 逸水装置の概要			
㊴ 圧力計の最大指度数			
㊵ 水面測定装置の種類及び数	ガラス水面計はガラス管の内径を併記する。		
4 製造者名及び製造年月日			
5 溶接箇所及びその施工方法			
6 溶接施工者氏名		7 溶接工作責任者氏名	
8 水圧試験圧力		9 検査場所	
10 検査年月日		11 検査者氏名	

備考 ※印を付してある欄は図面及び強度計算書を別紙として添付すること。

別記様式第 3 乙（第 19 条関係）

ボイラー明細書（鋳鉄製ボイラー）

1	種類、型式及びセクション数	
2	最高使用圧力	
3	※構造	
	㊦ バーナーの最大能力	
	㊧ 伝熱面積	
	㊨ 検査孔及び掃除孔の大きさ及び数	
	㊩ 吹出管の 材料及び内径	（吹出コック又は吹出弁 取付部分において測っ たもの）
	㊪ 安全弁（温水ボイラーにあつては逃し 弁）の種類、弁径及び数	
	㊫ 逸水装置の概要	
	㊬ 水面計測定 装置の種類及 び数	（ガラス水面計はガラス管 の内径を併記する。）
	㊭ 圧力計の最大指度数又は水压系の最大 指度数	
4	製造者名及び製造年月日	
5	水压試験圧力	
6	検査場所	
7	検査年月日	
8	検査者氏名	

備考 ※印を付してある欄は図面及び強度計算書を添付すること。

別記様式第3丙（第19条関係）

ボイラー明細書（貫流ボイラー）

1 種類及び型式		
2 最高使用圧力	最大蒸発量	
3 ※構造		
① 伝熱面積		
② 水管の材料、外径、厚さ及び同継手の方法		
③ 管寄せの材料、内径、穴のある側の厚さ、継手の方法		
④ 気水分離機の材料、胴の内径及び長さ、胴板の厚さ		
⑤ 過熱気の型式、材料、過熱管の外径及び厚さ		
⑥ 安全弁の種類、形式、弁径及び個数		
⑦ 自動制御装置の概要		
4 製造者名及び製造年月日		
5 工作責任者名		
6 水圧試験圧力		
7 検査場所及び検査年月日		
8 検査者氏名		

備考 ※印を付してある欄は図面及び強度計算書を添付すること。

別記様式第3丁（第19条関係）

溶 接 明 細 書

1 種類及び型式								
2 最高使用圧力								
3 ※構造								
㊦ バーナーの最大能力					㊧ 伝熱面積			
4 材料と強さ				材 料		強 さ		
胴、鏡板、天井板、管板、炉筒管及びその他								
5 形と公差		形				公 差		
胴、炉筒、鏡板、ふた								
6 最高使用圧力の 計算に使った継手 効率	㊦ 継手基 準効率	㊧ 溶接に よる係数	㊨ 応力除 去による 係数	㊩ 鋼材の 種別による 係数	㊪ X線検 査による 係数	㊫ ㊦㊧㊨㊩ ㊪㊫の不明な場合 の計数	㊬ 継手の 効率	
7 その他の継手効率		㊦ 圧力を保持しない部分						
		㊧ 鋸、継手						
8 溶接プラグの応力								
9 溶接部に対する制限距離		㊦ 鋸締結部と溶接管続						
		㊧ 溶接部と補強のない孔						
10 すみ肉溶接部の箇所、板厚、のど厚、余盛								

11 突合せ両側溶接部の箇所、板厚、のど厚、余盛					
12 突合せ片側溶接部の箇所、板厚、のど厚、余盛					
13 最高使用圧力を定める計算及び算式					
14 製造者指名、製造年月日				15 溶接ボイラー製造 許可年月日	
16 溶接施工者氏名		等級		資格試験年月日	
17 溶接箇所					
18 溶接工作責任者 氏名					
19 製造者の行った試験の種類及び成績					
20 水圧試験圧力					
21 検査場所及び年 月日					
22 検査者氏名					

備考 ※印を付してある欄は図面及び強度計算書を添付すること。

別記様式第4 (第20条関係)

(表)

ボイラー運転記録日誌

[illegible]

(裏)

ボイラー別	時間	燃焼率 kg/m ² h	蒸発率kg/ m ² h	蒸発量kg	ボイラー水					燃料 使 用量 ℓ/日	総平均効 率 %	点検、修 理整備記 事その他
					p H	硬度 mg/ℓ	Cl mg/ℓ	アルカリ 度 mg/ℓ	磷酸銀mg/ ℓ			
取扱員												
	平均											
取扱員												
	平均											
取扱員												
	平均											

備考 本様式を標準とし、設置されているボイラーの諸元等に応じて変更することができる。

別記様式第 5（第 37 条関係）

発 簡 番 号

年 月 日

管轄部隊等の長 殿

部隊等の長

ボイラー再使用検査申請書

部隊等の名称		伝熱面積又は内容積	
ボイラーの種類		構造検査番号	
構造検査年月日		受検希望年月日	
構造検査場所			

別記様式第 6（第 38 条、第 41 条関係）

発 簡 番 号

年 月 日

管轄部隊等の長 殿

部隊等の長

ボイラー完成（変更）検査申請書

部隊等の名称		検査証番号	
※変更（又は修理）箇所			
変更理由			
変更工事	起工予定期日	完成予定期日	工事施工者住所氏名

備考 ※印を付してある欄については図面を添付すること。

別記様式第7（第39条関係）

(表)

ボイラー検査証										(記号) 第		号											
部隊等の名称								構造検査番号															
ボイラーの種類								大きさ及び伝熱面積															
最高使用圧力								燃料															
有効期間						検査官氏名				有効期間						検査官氏名							
自		年		月		至		年		月		自		年		月		至		年		月	
自		年		月		至		年		月		自		年		月		至		年		月	
自		年		月		至		年		月		自		年		月		至		年		月	
自		年		月		至		年		月		自		年		月		至		年		月	

年 月 日

管轄部隊等の長 官 職 氏 名

日本産業規格A列4番

(裏)

年 月 日			記 事 欄						検 査 官 氏 名					
年 月 日														
年 月 日														
年 月 日														
年 月 日														
年 月 日														

別記様式第 8（第 44 条関係）

発 簡 番 号

年 月 日

管轄部隊等の長 殿

部隊等の長

ボイラー性能検査申請書

部隊等の名称		種類	
最高使用圧力		検査証番号	
受検希望日			
備考			

別記様式第 9 (第 44 条関係)

発 簡 番 号

年 月 日

管轄部隊等の長 殿

部隊等の長

ボ イ ラ ー 現 状 報 告 書

部隊等の名称	構造検査番号	
1 設置場所		
2 ボイラー室の構造及び床面積		
3 使用の目的		
4 1 日の最長使用時間		
5 燃焼の種類及び 1 日の最大消費見積量		
6 点火方式		
7 ※ボイラーの据付け及びその基礎並びに煙道の構造		
8 ボイラーの付属設備の種類、構造基礎及び配置		
① 給水装置の種類、能力を示す標準及び個数		
② 過熱気の種類、材料、主要寸法及び蒸気温度		
③ 過熱方法の概要		
④ 給水加熱装置の概要		
⑤ 空気加熱装置の概要		
⑥ 給水加熱水そうの種類、材料、主要寸法及び継手の種類		
⑦ 機械的通風装置の概要並びに主要寸法又は能力を示す標準		
⑧ 燃焼装置の概要		
9 ※煙突の構造種別及び主要寸法		
① 煙突の避雷設備の構造概要		
10 煙突と連絡するボイラーの種類、形式及び基数並びにその炉格面積又は窯炉の種類及びその基数		
11 工事完成期日		

備考 ※印を付してある欄については図面を添付すること。

別記様式第 10（第 49 条関係）

年 月 日

管轄部隊等の長 殿

検査官 氏 名

ボ イ ラ ー 検 査 報 告 書

検査場所名		ボイラーの種類	
検査証番号		検査種類	
有効期間	自 年 月 至 年 月	最大使用圧力	MPa
検査年月日		伝熱面積	
検査場所			
検査結果			

備考 再使用検査及び変更検査を実施した場合には、強度計算書を添付すること。

別記様式第 11（第 63 条関係）

(表)

圧 力 容 器 来 歴 簿

製 造 番 号

製 造 年 月 日

製 造 業 者 名

最 高 使 用 圧 力

内 容 積

据 付 け（調 達 時、保 管 転 換 時）年 月 日

調 達 年 月 日

(裏)

検 査 実 施 年 月 日	定時、臨時 の区分	検査の 種類	検査水圧力	安全弁の 機 能	継手の 状況	その他	検査実施者 氏 名	記 事	部隊等の 名 称

備考 記事欄には分解修理、特記すべき故障等を記入すること。

別記様式第 12（第 72 条関係）

発 簡 番 号

年 月 日

管轄部隊等の長 殿

部隊等の長

第一種圧力容器再使用検査申請書

部隊等の名称		検査証番号	
圧力容器の種類		構造検査番号	
構造検査年月日		受検希望年月日	
再使用検査場所			

別記様式第 13（第 73、第 77 条関係）

発 簡 番 号

年 月 日

管轄部隊等の長 殿

部隊等の長

第一種圧力容器完成（変更）検査申請書

部隊等の名称		検査証番号	
※変更（又は修理）箇所			
変更理由			
変更工事	起工予定期日	完成予定期日	工事施工者住所氏名

備考 ※印を付してある欄については図面を添付すること。

別記様式第 14（第 74 条関係）

(表)

第一種圧力容器検査証

				(記号) 第		号	
部隊等の名称				構造検査番号			
圧力容器の種類				内容積			
最高使用圧力							
有効期間		検査官氏名		有効期間		検査官氏名	
自 年 月 至 年 月				自 年 月 至 年 月			
自 年 月 至 年 月				自 年 月 至 年 月			
自 年 月 至 年 月				自 年 月 至 年 月			

年 月 日

管轄部隊等の長 官 職 氏 名

(裏)

年 月 日	記 事 欄	検 査 官 氏 名
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

別記様式第 15（第 79 条関係）

発 簡 番 号

年 月 日

管轄部隊等の長 殿

部隊等の長

第一種圧力容器性能検査申請書

部隊等の名称		種類	
最高使用圧力		検査証番号	
受検希望年月日		検査場所	
備考			

別記様式第 16（第 84 条関係）

年 月 日

管轄部隊等の長 殿

検査官 氏 名

第一種圧力容器検査報告書

検査場所名		圧力容器の種類	
検査証番号		検査種類	
有効期間	自 年 月 至 年 月	最大使用圧力	MPa
検査年月日		内容積	
検査場所			
検査結果			

備考 再使用検査及び変更検査を実施した場合には、強度計算書を添付すること。